

岐阜県公報

第 五 百 三 十 一 号
令 和 六 年 十 月 四 日
(金 曜 日)

目 次

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

(森 林 保 全 課) 四一九^{ページ}

公 示

○土地改良事業の工事の完了

(農 地 整 備 課) 四二〇

告 示

岐阜県告示第三百九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市少ヶ野字アゲガラ一五六八、一五八八の一七〇、一五八八の一九一、一五八八の一九二、一五八八の二二六、字ノボリヲ一六〇四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和六年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町長瀬字森ケ平二二三二の七、二二三三、字一ノ瀬二二三五、字シヨタイ枡二二〇一、字滝ケ平二二〇二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和六年十月四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	枋洞地区	令和六・八・三〇

令和六年十月四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一 岐阜文芸社